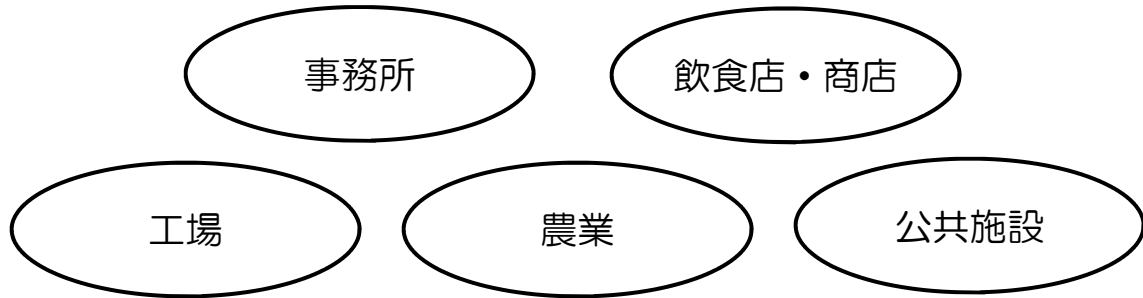


事業者のみなさまへ

事業系ごみ適正処理ガイド



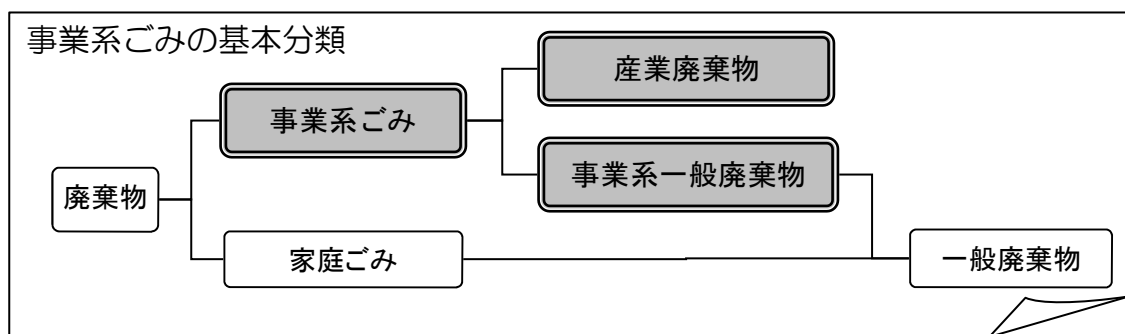
**事務所、飲食店、工場など事業活動から出たすべてのごみは、
事業者の責任で、適正に処理しなければなりません。**

事業系ごみとは、会社や個人事業など、事業活動に伴い生じるすべてのごみです。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」に基づき、事業者は、事業活動に伴う廃棄物を、自己責任により適正に処理し、また、ごみのリサイクル等により、ごみの減量化に努めなければなりません。

事業系ごみを適正に処理することで・・・

- (1) 循環型社会を構築する一員として、次世代によりよい環境を引き継ぎます。
- (2) 社会貢献する企業として、イメージアップに繋がります。
- (3) 資源化・減量化の取り組みにより、ごみ処理に係る経費を削減することができます。



禁止行為

- ごみステーションへの排出
- 無許可業者への委託
- ごみの不法投棄
- ごみの野焼き

産業廃棄物の種類と処分方法

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴う廃棄物のうち廃油・廃プラスチック類・がれき類など、法令に定められた廃棄物です。どのような業種でも発生するものですので、正しく分別して適正に処理してください。

あらゆる事業活動に伴うもの

分類	内容	主な具体例
燃え殻	石炭がら、灰かす、炉清掃出物	廃棄物焼却灰、活性炭
汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの、製造業の製造工程において生じる泥状のもの	有機性汚泥(下水汚泥)、無機性汚泥(凝集沈澱汚泥、建設汚泥)
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油	潤滑油系廃油(機械油、グリース)、鉱物油系廃油(灯油・軽油・重油)、動植物油系廃油(魚油、なたね油、牛脂)
廃酸	すべての酸性の廃液	硫酸、塩酸、有機酸
廃アルカリ	すべてのアルカリ性の廃液	ソーダ液、金属石けん液
廃プラスチック類	合成高分子化合物	発泡スチロール、ビニール、合成繊維、タイヤ
ゴムくず	天然ゴム(合成ごみは廃プラスチック類)	チューブ、切断・裁断したゴム
金属くず	鉄鋼または非鉄金属の研磨くず及び切削くず	スチール机、刃物、鉛管、銅線、鉄粉
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	コンクリートくずは、下記「がれき類」を除く	ガラスくず(板ガラス、破損ガラス、ガラス繊維)、コンクリートくず(下記「がれき類」該当物を除く)、陶磁器類(瓦・茶碗)
鉱さい	高炉・電気炉等からの残渣など	スラグ、不良鉱石
がれき類	工作物の新築・改築または除去によって生じたもの、これに類する不要物	コンクリートの破片、レンガの破片

特定の業種による事業活動に伴うもの

分類	特定の業種等
紙くず	建設業(新築・改築または除去によるもの)、紙・紙加工品製造業、印刷出版業、製本業
木くず	建設業(新築・改築または除去によるもの)、木材・木製品製造業(家具製造業含む)、パルプ製造業、貨物流通のために使用したパレット(全業種)
繊維くず	建設業(新築・改築または除去によるもの)、繊維工業(衣服製造業を除く)
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
動物系固形不要物	と畜場で発生した獣畜及び食鳥処理場で発生した食鳥の不要物
動物のふん尿	畜産農業に係るもの
動物の死体	畜産農業に係るもの
ばいじん	ばい煙発生施設・ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設・廃棄物焼却施設の集じん施設で集められたもの

その他の産業廃棄物

分類	内容
輸入された廃棄物	外国から輸入された廃棄物(船舶・航空機の乗組員等の生活ごみ、入国者が携帯した生活ごみを除く)
政令第13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらに該当しないもの
特別管理産業廃棄物	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他被害を生じる可能性のあるもの(タールピッチ、PCBなど)

産業廃棄物の処理は、産業廃棄物処理業許可業者に委託してください。

産業廃棄物処理業許可業者のお問い合わせ 千葉県産業資源循環協会 電話:043-239-9920
 産業廃棄物に関するお問い合わせ 千葉県廃棄物指導課 電話:043-223-2757

産業廃棄物のうち農業用ビニール(マルチ)に限りクリーンセンターで処理することができます。詳細はクリーンセンターにお問い合わせください。

事業系一般廃棄物の種類と処分方法

「事業系一般廃棄物」とは、事業活動に伴う廃棄物のうち、左記の産業廃棄物に該当しない廃棄物を指します。

市で処理できる事業系一般廃棄物は、市内の事業所で発生したものに限りです。

ただし、特別管理一般廃棄物や処理困難物など、クリーンセンターで処理できない廃棄物は別途適正処分してください。

おもな事業系一般廃棄物

分類	内容
厨芥ごみ(生ごみ)	食品の売れ残り、飲食店の調理くず、従業員の食べ残し等のごみ
紙くず	写真、カーボン紙、汚れのついた紙など ※廃油等が染み込んだ紙は産業廃棄物です
木くず等	木製の棚、剪定した枝木、刈り取った草、割り箸など ※剪定した枝木、刈り取った草のうち、資源物となるものは袖ヶ浦クリーンセンターに搬入できません
繊維くず	作業服、制服、古布など ※化学繊維製品や廃油を拭き取った布は産業廃棄物です
その他の一般廃棄物	従業員等の個人消費による弁当や菓子の包装、靴・革製品など

市で処理できる事業系一般廃棄物の処分方法

一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する

- ① 事業系一般廃棄物の種類と量を確認する
- ② 一般廃棄物収集運搬許可業者(市ホームページを参照)と収集内容等について協議をし、委託契約を結ぶ
- ③ 「事業系一般廃棄物収集運搬処理委託届出書」提出※

袖ヶ浦クリーンセンターに自己搬入する

- ① 事業系一般廃棄物の種類と量を確認する
- ② クリーンセンターと自己搬入の相談をする
- ③ 「廃棄物搬入届出書」を提出する(搬入1週間前まで)
- ④ 自己搬入を開始する

※ 届出事項に変更があったときは、変更後10日以内に「事業系一般廃棄物収集運搬処理委託変更届出書」を提出してください

資源化・リサイクルにご協力ください

古紙・空き缶などの資源物は、分別して資源化にご協力ください。

古紙(コピー用紙、新聞、雑誌、段ボール、雑がみ等)	資源回収業者に委託してください(取扱品目は業者に確認してください)。 ※ 機密情報が含まれている場合は、取扱いにご注意ください。
ガラスびん(飲食料用)	資源回収業者に委託してください(取扱品目は業者に確認してください)。
空き缶(飲食料用アルミ缶・スチール缶)	※廃棄物として処理する場合、事業に伴うものは産業廃棄物扱いとなり、個人が消費したものは一般廃棄物扱いとなります。
ペットボトル(飲食料用)	
木くず(枝木・草等)	資源化業者に委託してください(取扱品目は業者に確認してください。)

再資源化・再生利用等に取り組んでいる品目は適切にリサイクルし、循環型社会の形成にご協力ください。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	家庭用に製造された機器は、リサイクル料金を負担し、小売業者等に引渡してください。業務用機器は産業廃棄物として適正処分してください。
コンクリート・アスファルト・木材等の建設廃棄物【建設事業者に限る】	建設リサイクル法対象建設工事を実施する建設業者は、一定の技術基準に従って工事現場で分別しリサイクルしてください。
食品廃棄物【食品関連事業者に限る】	食品廃棄物の発生抑制、飼料や肥料への再生利用にご協力ください。
パソコン(メーカー回収機器)	各メーカーの事業系PC受付窓口へお申込みください。
小型二次電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型シール鉛電池)	一般社団法人JBRCまたは一般社団法人鉛蓄電池再資源化協会にお問い合わせください。

大規模建築物を所有する事業者の方へ

「袖ヶ浦市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の規定により、袖ヶ浦市内に事業用大規模建築物を所有又は占有する事業者は、事業者の責務として、減量化・資源化を推進するため、減量化・資源化等計画書等を市に提出しなければなりません。

事業用大規模建築物とは

- (1) 小売業、飲食業及び旅館業用建築物で、同一敷地内の延床面積(住居用除く)の合計が1,000平方メートル以上
- (2) 上記以外の事業用建築物で、同一敷地内の延床面積(住居用除く)の合計が3,000平方メートル以上

市への提出書類

- (1) 「減量化・資源化等計画書」の提出※ (建築時、以降毎年4月20日まで)
- (2) 廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出 (選任又は変更があった日から10日以内)
- (3) 廃棄物保管場所設置届出書、再生利用等の対象となる廃棄物保管場所設置届出書 (設置時)

※ 計画書に変更があるときは、変更後10日以内に「減量化・資源化等計画書記載事項変更届出書」を提出してください

一般廃棄物収集運搬許可業者を調べるには

袖ヶ浦市一般廃棄物収集運搬業許可業者は、最新情報を市ホームページでご確認ください。

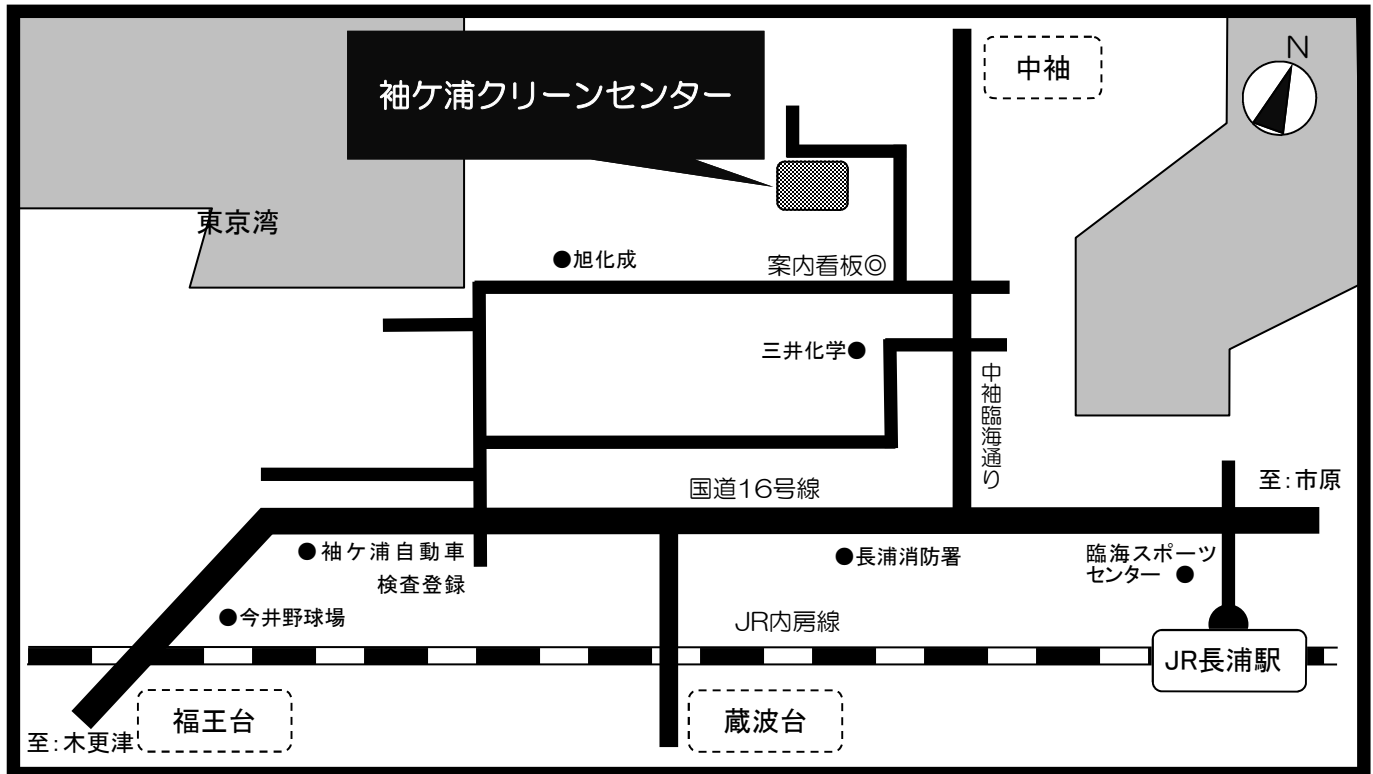
<http://www.city.sodegaura.chiba.jp/>

※ 袖ヶ浦市内で一般廃棄物の収集運搬を委託できるのは、袖ヶ浦市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に限ります。
他市の一般廃棄物許可、産業廃棄物許可、貨物運送事業許可での一般廃棄物収集運搬及び処分はできません。

クリーンセンター自己搬入のご案内

事業系一般廃棄物処理手数料 : 150円/10kg

受付日時 : 月曜日～金曜日(祝日及び年末年始を除く)午前9時～11時30分 午後1時～4時



問い合わせ先 袖ヶ浦市 環境経済部 廃棄物対策課

〒299-0265 千葉県袖ヶ浦市長浦580番地5 (袖ヶ浦クリーンセンター内)

TEL : 0438-63-1881 FAX : 0438-62-2820 e-mail : sode18@city.sodegaura.chiba.jp

記載内容は令和4年5月現在です